

広報家畜衛生

平成29年4月20日 発行
 徳島県家畜防疫衛生センター
 徳島家畜保健衛生所
 〒770-0045 徳島市南庄町5丁目
 TEL 088-631-8950 FAX 088-631-8938
 阿南支所 〒774-0013 阿南市日開野町谷田
 TEL 0884-22-0304 FAX 0884-22-2225

ごあいさつ

所長 後藤 充宏

平成29年度定期人事異動によりまして所長を拝命いたしました。よろしくお願いたします。

畜産農家の皆様方におかれましては、日頃より家畜衛生並びに畜産振興施策推進のため、格別のご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、皆様方もご承知のとおり、畜産を取り巻く情勢は、畜産経営の担い手不足・高齢化、飼料や生産資材価格の高止まり、畜産環境問題等により、農家戸数・飼養頭数の減少が続いております。

最近では、肥育素牛や乳用初妊牛価格の高騰により、肉用牛肥育・酪農経営を更に圧迫している状況にあります。

また、国際情勢に目を向けてみますと、TPP協定の発効は不透明となっておりますが、日欧EPAやRCEP（東アジア地域包括的経済連携）、更には日米経済対話等、今後、経済のグローバル化の進展状況によっては、畜産農家のみならず、畜産関連産業や畜産を担っている地域振興にも大きな影響が出るものと考えられます。

一方、家畜衛生面では、昨年度は、これまで発生しなかった北海道や東北・北陸地域も含め、9道県12農場で高病原性鳥インフルエンザが発生し、本県においても危機感を持った防疫対応が求められたところであります。

口蹄疫につきましても、韓国や中国などの近隣諸国では依然として発生が継続しており、「いつ」国内で発生してもおかしくない状況であります。

こうしたことから、当所のもつ機能を充分発揮し、家畜伝染病に対する「危機管理体制の強化」はもとより、5年後、10年後を見据えた、足腰の強い「もうかる畜産業の確立」に向け、皆様方のお役に少しでも立つことができるよう家畜衛生業務をはじめ、畜産振興業務の推進に積極的に取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

第1 当所管内における市町村別の家畜飼養状況

家畜別 市町村別	乳用牛		肉用牛		豚		採卵鶏		肉用鶏	
	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	頭数	戸数	羽数 (千羽)	戸数	羽数 (千羽)
徳島市	11	506	6	774	X	X	5	68	2	35
鳴門市	2	82	8	6,023	-	-	3	62	3	80
小松島市	X	X	4	223	X	X	X	X	3	45
阿南市	-	-	14	1,558	-	-	3	64	4	67
勝浦町	-	-	5	1,030	X	X	X	X	7	128
上勝町	-	-	-	-	2	1,281	-	-	5	101
佐那河内村	-	-	X	X	-	-	X	X	3	51.2
神山町	3	59	-	-	-	-	2	14	7	242.7
那賀町	X	X	3	245	-	-	3	59	-	-
美波町	X	X	X	X	X	X	-	-	4	69
牟岐町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
海陽町	-	-	-	-	-	-	-	-	4	181
松茂町	X	X	-	-	-	-	-	-	-	-
北島町	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
藍住町	4	140	-	-	-	-	-	-	-	-
板野町	3	59	8	1,279	-	-	-	-	2	87.4
計	27	1,639	50	11,184	6	3,871	19	288	44	1,088.1
県計	109	5,055	163	22,638	25	36,116	40	1,007.8	182	4,551.1
県計に占める割合(%)	24.7	32.4	30.7	49.4	24.0	10.7	47.5	28.6	24.2	23.9

※1 市町村別戸数・頭羽数は平成28年2月1日現在の家保調べ。

2 採卵鶏に種鶏，肉用鶏に阿波尾鶏を含む。

3 「X」は、個人情報保護のため統計数値を公表しないもの。



管内の畜産農家数は146戸で県内（519戸）の28.1%ですが、肉用牛飼養頭数においては11,184頭と県内（22,638頭）の49.4%を占めており、本県肉用牛生産の中枢を担っています。

また、南部地域には「阿波尾鶏」生産のための種鶏場、農場、処理場などの関連施設が集中しており、その出荷羽数は137万6千羽です。

第2 当所の事業概要について

1 家畜伝染病予防事業

家畜伝染病の発生予防・予察に関する検査を実施します。

- 牛・・・ブルセラ病，結核病，ヨーネ病，アカバネ病，チュウザン病，
アイノウイルス感染症，イバラキ病，牛流行熱，牛白血病，
ブルータンク，牛ウイルス性下痢・粘膜病（BVD-MD）
※平成29年度のヨーネ病，結核病検査の実施区域は鳴門市，小松島市，
那賀郡，海部郡及び板野郡です。
- 豚・・・オーエスキー病，豚丹毒，豚繁殖・呼吸障害症候群，豚コレラ，
豚流行性下痢（PED）
- 鶏・・・ニューカッスル病，家きんサルモネラ感染症，マイコプラズマ病，
高病原性及び低病原性鳥インフルエンザ，伝染性ファブリキウス嚢病，
鶏伝染性気管支炎
- 馬・・・馬伝染性貧血
- 蜜蜂・・・腐蛆病

2 慢性疾病等生産性阻害疾病低減事業

生産性を阻害する慢性疾病の対策・指導を行います。



農場での疾病状況を把握し，適切な投薬・ワクチネーションを指導するとともに，農場の管理者に対し基本的な衛生意識の啓蒙を行います。飼養管理技術の指導を行うことで，生産性の向上と安全・安心な畜産物の生産を目指します。

3 畜産バイオマス利活用推進事業

畜産農家を巡回し糞尿処理や畜舎環境に関する調査や指導を行うことにより，家畜排せつ物の適正な管理及び農作物や飼料作物の生産に資源として有効に利用する地域循環型畜産を推進しています。

4 動物用医薬品適正指導事業

畜産物への抗生物質残留事例を防止し，かつ動物用医薬品等の適正な流通の確保及び農家での適正な使用を確保するため，動物用医薬品販売店舗を巡回し，「医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律」，「獣医師法」等の関係法令に基づく監視，指導の徹底に努めています。

また，動物用医薬品を使用する診療獣医師，畜産農家についても医薬品の適正使用等について調査，啓発指導を行っています。



5 病性鑑定事業

「ウイルス・細菌・病理・生化学」の4部門で病性鑑定を実施し，総合的に判断し感染症及び各種疾病の早期診断を行っています。

家畜伝染病予防事業と連携した疾病の発生予察も行っており，媒介昆虫の活動する夏前

に出生した子牛（抗体陰性牛）の血清を利用し，アカバネ病，アイノウイルス感染症，チュウザン病，ブルータンク，イバラキ病及び牛流行熱の抗体調査を実施しています。

鶏では，毎月，高病原性鳥インフルエンザのモニタリング調査を行い，県内状況の把握に努めています。

6 牛海綿状脳症検査事業

牛海綿状脳症（BSE）対策特別措置法により48ヶ月齢以上の死亡牛のBSE検査を行っています。

と畜場においては，平成29年4月1日以降，健康牛のBSE検査は廃止されました。※昨年度の検査頭数は151頭でした。（H27:155頭）

7 腕山放牧場運営事業

腕山放牧場の入牧牛に対し，放牧期間中に定期的な衛生検査を実施しています。

今年度の入牧は5月30日の予定です。ご希望の酪農家の方は，ご準備ください。

8 家畜改良総合対策推進事業

乳牛及び和牛の家畜改良増殖を目的とし，受精卵に関する家畜改良情報及び受精卵移植技術を提供しています。

牛受精卵移植師の技術指導並びに黒毛和種の子牛登記，基本登録を行っています。



第3 その他，年間計画について

1 市町村畜産担当者会議を6月に予定しています。

伝染病発生時における市町村とのスムーズな連携体制の構築をはじめ，畜産振興・環境問題への対応等，市町村の役割を説明します。

2 夏期には，兵庫県淡路家畜保健衛生所と県境防疫会議を行います。

両県の間には，家畜及び畜産物の広域流通があることから，県境をまたいだ防疫に関する協議を行います。

3 秋期には東部農林水産局，南部総合県民局等関係機関と連携して，高病原性鳥インフルエンザに係る防疫演習を予定しています。

この防疫演習では危機管理体制の再確認を行い，万が一，発生した場合には，迅速かつ的確な防疫対応を行います。

4 渡り鳥が飛来する11月以降，飼養衛生管理基準の遵守状況の確認のため養鶏農場への立入を行います。高病原性鳥インフルエンザを発生させないように，「飼養衛生管理基準の遵守」に努めてください。

5 春節（旧正月）以降，海外からの渡航者が増え，口蹄疫が発生する危険性が高まることから，牛・豚飼養農家においても「飼養衛生管理基準の遵守」に努めてください。

第4 職員紹介

徳島家畜保健衛生所の組織及び職員構成

【本 所】

〔管轄区域〕
徳島市，鳴門市，
佐那阿内村，神山町，松茂町，
北島町，藍住町，板野町

所 長
後藤 充宏
(畜産振興課より
転入)

次 長
岩佐 隆範
(西部家畜保健衛
生所より転入)

【支 所】

〔管轄区域〕
小松島市，阿南市，
勝浦町，上勝町，那賀町，
牟岐町，美波町，海陽町

衛生防疫担当

課 長 北田 紫

庶務

主 任 三木 裕子

衛生・防疫

主査兼係長 福見 貴文
(畜産振興課より転入)

主 任 林 宏美

主 任 岩田 裕美

主任主事 山本 亮平

病性鑑定担当

(死亡牛BSE検査)

課 長 松尾 功治

細菌・生化学・ウイルス・病理

主 任 中下 弘子

主 任 山本由美子

主 任 三宅 秀隆

主 任 瀧田 裕子
(西部家畜保健衛生所より転入)

阿南支所

支所長 新居 康生
(畜産振興課より転入)

主 任 尾川 誠次郎

主任主事 井口 陽香

○転出者及び転出先

今川 智久	退職
大石 克己	畜産研究課 課長
鴻野 文男	西部家畜保健衛生所 東みよし庁舎 次長
岸本 雅人	畜産振興課 課長補佐
鈴木 幹一郎	畜産振興課 企画衛生担当 主査兼係長
大久保 喜美	畜産振興課 振興担当 係長

第5 さいごに

近隣諸国において、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザの発生が続いております。引き続き飼養衛生管理基準の遵守に努めてください。

1. 異常家さんの早期発見，早期通報にご留意ください。
家畜の日常の健康観察を徹底し，鳥インフルエンザや口蹄疫を疑う症状があれば，**直ちに通報**してください。

＜連絡先＞ 徳島家畜保健衛生所 088-631-8950
阿南支所 0884-22-0304

家畜保健衛生所は，休日・夜間も24時間対応しております。

2. 野鳥や小動物の畜舎等への侵入を防止しましょう。
3. 農場の出入り口・周辺での消毒を徹底してください。
4. 農場は原則，立入禁止とし，出入りした場合は，人・車両の記録をしましょう。
5. 当所からの広報など疾病の関係情報収集に努めてください。
6. 韓国，中国など発生国への不要不急の旅行は自粛してください。

関係者全員が一致協力し，本県では
「発生させない。持ち込ませない。」ために，
日々の衛生管理に努めましょう！

